

○国立大学法人東京科学大学計算機システム運用規則

令和6年10月1日

規則第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京科学大学情報基盤センター（以下「センター」という。）の計算機システムの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「計算機システム」とは、センターが管理する計算機システムをいう

(運用)

第3条 計算機システムの具体的な運用については、センターが行い、情報化統括責任者の指示により情報基盤センター長が統括する。

(事務)

第4条 計算機システムの運用に関する事務は、情報部情報基盤課において処理する。

(利用)

第5条 計算機システムの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 東京工業大学学術国際情報センター計算機システム運用規程（平成19年規程第8号）は、廃止する。